

65歳以上の皆さんへ

介護保険は社会全体で支える仕組みです

問合先 高齢者福祉課介護保険担当

65歳以上の方(第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに見直すことになっていきます。今後皆さんが必要とする介護サービスの費用などを推計し、平成27年度から29年度までの3年間の保険料の基準額を定めました。本年度の保険料は、7月10日ごろに個別にお知らせします。

◆基準額は月額4300円

要介護などの認定を受ける方は増え続け、平成29年度には2456人(平成26年度は1837人)になると見込んでいます。また、平成27年度から29年度までの3年間に必要となる介護サービスの費などは約113億円になると見込んでいます。

約113億円から公費分(国・県・市の負担分)などを除き、基準となる保険料額を算出した結果、月額5万1600円(月額4300円)になりました。

※図表1

◆介護保険料の納め方

特別徴収(年金から差し引き)

年額18万円以上の老齢(退職)

年金、遺族年金、障害年金を給している65歳以上の方は、原則、年金から差し引かれます。前年から継続して特別徴収の方は、4・6・8月の仮徴収と10・12・翌2月の本徴収として区別していますが、前年の収入の変動などで、仮徴収と本徴収の保険料額が大きく変動することがあります。このような納付額のバラつきを解消するために、8月の仮徴収額を調整して、年度内の保険料額の変動を小さくし、年度を通して平均した保険料額に近づける処理を行っています。

普通徴収(納付書払い)

これまでの金融機関・市役所に加えて、平成27年7月よりコンビニエンスストアでも納付が可能になりました。曜日や時間を気にすることなくお支払いいただけます。

また、納付書による納付は、口座振替もご利用できます。一度手続きをすれば、振替日(納期限の日)に指定した口座から

引き落とされますので、納期限を気にする必要もなく、安心して。 ※図表2

○コンビニエンスストアで納付する際の注意点

専用バーコードが印刷されている納付書に限りません。破損・汚損などによりバーコードの読み取りができない場合は、取扱いができませんので、ご注意ください。ご利用できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面に印刷されています。

※図表2

普通徴収納付期限	
期別	納期限
第1期	7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)
第4期	11月 2日(月)
第5期	11月30日(月)
第6期	12月25日(金)
第7期	平成28年 2月 1日(月)
第8期	2月29日(月)

※図表1

保険料段階	対象	保険料率	保険料(額)
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	2万3220円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.70	3万6120円
第3段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	3万8700円
第4段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.80	4万1280円
第5段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	5万1600円
第6段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	5万9340円
第7段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	6万4500円
第8段階	本人市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.35	6万9660円
第9段階	本人市民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.45	7万4820円
第10段階	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.55	7万9980円
第11段階	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.65	8万5140円
第12段階	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	基準額×1.75	9万 300円
第13段階	本人市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	基準額×1.85	9万5460円

◆保険料の減免制度

法定減免のほか、市独自の減免を実施しています。減免を受けるためには申請が必要です。

〔法定減免〕

対象 次のいずれかの要件に該当し、保険料の納付が困難な方
 ①火災などの災害により住宅などに著しい損害を受けた。
 ②生計中心者の病気や失業などにより、著しく収入が減少した。

〔市独自の減免〕

対象 次の要件のすべてに該当し、保険料の納付が困難な方
 ①世帯の収入が市で定めた基準額以下で、一定額以上の預貯金などを有していない。
 ②市民税非課税世帯であり、健康保険や税法において、課税者から扶養を受けていない。
 ③自宅以外に不動産などの所有がなく、その評価額が一定額以下。

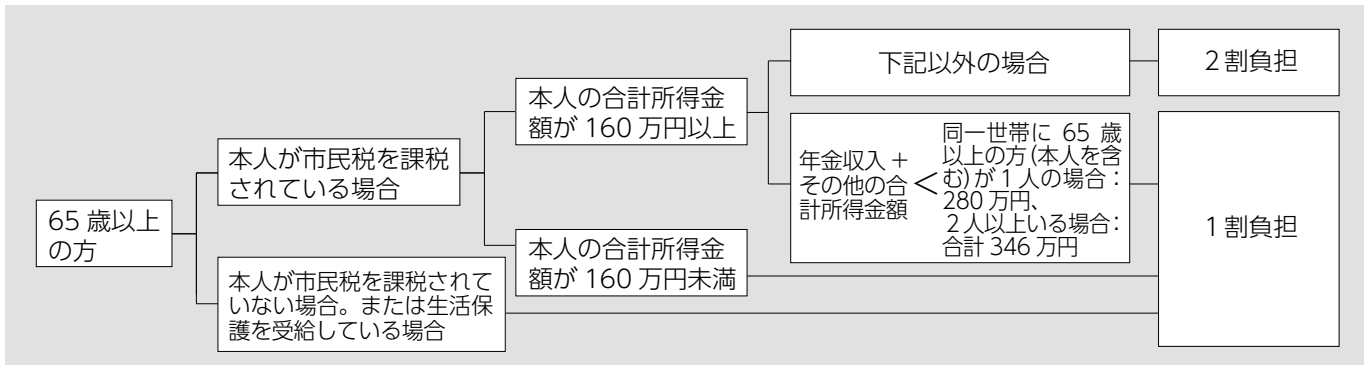
サービスを利用した時の自己負担割合の変更について

一定額以上の所得がある方は、平成27年8月1日以降、自己負担割合が2割になります。

要介護・要支援認定を受けている方に、「介護保険負担割合証」を7月中旬に発送しますので、確認してください。※図表3

問合せ先 高齢者福祉課介護保険担当

※図表3



介護保険料のQ&A



Q：介護保険料はいつから納めるの？

A：40歳になった月から納めることとなります。
 40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。
 65歳からは、個人毎に介護保険料を市へ納めることとなります。

Q：65歳の誕生日を迎えた人の納付は？

A：65歳になった方や、他市町村から転入してきた方などは、年金からの引き落とし（特別徴収）の条件が整うまでは納付書で納める（普通徴収）こととなります。

Q：納め方は選べるの？

A：介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、納め方を自分で選択することはできません。

Q：年金から差し引かれていたのに、途中から差し引かれなくなったのはどうして？

A：次のような場合、年度の途中で特別徴収が中止となり、普通徴収になる場合があります。

- 年度の途中で介護保険料額や年金受給額が変更になった。
- 何らかの理由により、年金受給が一時的に止まった。
- 年金を担保に融資を受けた。など

Q：サービスを利用しなくても保険料は払うの？

納めた保険料は返してもらえるの？

A：保険料は、地域の介護サービスを賄う大切な財源になっています。
 このため、医療保険と同様に保険料をお返しすることはありません。介護保険制度は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

Q：保険料を滞納するとどうなるの？

A：災害など特別な事情がないのに、保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。

- 1 納期限から1年以上滞納すると、利用したサービス費用を一旦全額自己負担することになります。
 ※後に、支払った費用の9割(所得に応じて8割)を市が払い戻すこととなります。
- 2 1年6か月間滞納すると、保険給付の支払いの全部または一部を差し止め、差し止めた給付額から滞納額を控除します。
- 3 2年間滞納を続けると、未納期間に応じ、1割(所得に応じて2割)の自己負担が3割に変わります。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。